

議案第16号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		
別表第1（第5条関係）		
1 略		
2 分べん料		
区分		金額
単胎の場合	午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん	<u>104,900円</u>
	午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん	<u>120,800円</u>
	午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん	<u>136,700円</u>
多胎の場合	略	
	2児目以降の分べん	当該胎児の分べんの時間区分による単胎の場合の額の2分の1に相当する額に <u>15,000円を加えた額</u>

改正前		
別表第1（第5条関係）		
1 略		
2 分べん料		
区分		金額
単胎の場合	午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん	<u>74,900円</u>
	午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん	<u>90,800円</u>
	午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん	<u>106,700円</u>
多胎の場合	略	
	2児目以降の分べん	当該胎児の分べんの時間区分による単胎の場合の額の2分の1に相当する額

3～5 略

備考

- 1 妊娠12週以上22週未満の流産の場合における分べん料の額は、2の表に定める金額からそれぞれ3万円を控除した額とし、妊娠12週未満の流産の場合には、分べん料を徴収しないものとする。
- 2 3の表において「非課税とされる助産に係る資産の譲渡等」とは、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる助産に係る資産の譲渡等をいう。

3～5 略

備考 3の表において「非課税とされる助産に係る資産の譲渡等」とは、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる助産に係る資産の譲渡等をいう。

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。